

アジアにおける人権保障機構の構想 (一)

山崎 公浩 士
阿部 浩己 士

目次

- 一 はじめに
- 二 人権保障機構設置の模索
 - (一) 国連関係
 - (二) NGO関係
- 三 アジア諸国の人権状況
 - (一) 政治状況
 - (二) 人権諸条約への参加状況
 - (三) 憲法における人権規定
 - (四) 実際の人権状況 (以上、本号)
- 四 展望——アジアにおける人権保障機構の実現の可能性

一 はじめに

個人の人権の保障は、第一義的には、各国の憲法を頂点とする国内法上の問題であり、この意味で「国内問題」であることは今日でも変りはない。しかし、一九世紀以来、人権保障の問題が国際的に取り上げられる場面が次第に多くなり、特に第二次大戦後、国連憲章が「すべての者のための人権及び基本的自由」を尊重するように助長奨励するため国際協力を行なうことを国連の目的の一つに掲げ、加盟国はそのために国連と協力すべきもの（同第一条三項、第五五・五六条）としたことや、国連等により、国際的な人権保障に関する多数国間条約が数多く成立したことにより、人権保障の問題は「国内問題」の枠を超え、次第に「国際的関心事項」と認識されるようになった。

しかしながら、右に掲げた国連憲章の人権規定は、保護されるべき人権の精確な定義を欠き、国連加盟国が人権尊重に関して憲章上負わされる義務に関する規定が極めて曖昧であり、さらには人権保護の実現のための履行確保に関する規定が大雑把であること⁽¹⁾から、国連加盟国が個々の具体的な人権を尊重・遵守すべき法的義務をこの規定から直ちに導き出すことはできない⁽²⁾。しかし、こうした欠陥は世界人権宣言の採択や各種の人権諸条約の成立によって、その後徐々に改善されつつある。もつとも、人権保障に関する多数国間条約の多くは、条約当事国が個人の人権を保護するという方式をとっている⁽³⁾ので、人権保障の問題が「国際的関心事項」となったとはいえ、国際的レベルでの個々の具体的人権の保護は、人権条約の当事国によりその国内法に基づいてなされることにはかわりはない。とすれば、国際的レベルで実効的な人権の保護を達成し得るか否かは、各当事国が人権諸条約により約束した人権保護義務を誠実に履行するか否かにかかっているといても過言でない。

今日まで成立した各種の人権諸条約は、報告制度、直接交渉制度、国家通報制度、個人通報制度、紛争の司法的解決制度等様々な履行確保のための仕組みのいずれかを内包しているが、この履行確保に関する規定についてみれば、同質的な国家のみを当事国とする地域的な人権条約の方が、異質な国家を当事国とする普遍的な人権条約よりも、緻密かつ効果的な規定をする傾向にあるといわれる。⁽⁵⁾ 実際に、例えば、人権委員会が人権侵害の犠牲者であると主張する個人からの通報を受理・検討する個人通報制度についてみれば、自由権規約の場合は選択議定書においてこれを規定したにとどまるのに対し、ヨーロッパ人権条約と米州人権条約においては、これを条約中に規定している。このように、少なくとも履行確保制度のみに着目すれば、普遍的な人権条約よりも歴史的・文化的同質性を背景とする地域的人権条約の方が進歩的な規定を有しているといえよう。

ところで、これまで、このような地域的人権条約(保障機構)としては、西欧ではヨーロッパ審議会によりヨーロッパ人権条約(一九五〇年)が、南北アメリカ(カナダを除く)では米州機構により米州人権条約(一九六九年)が、⁽⁶⁾ アフリカではアフリカ統一機構により人及び人民の権利に関するアフリカ憲章(以下、「バンジュール憲章」と略称)。(一九八一年)がそれぞれ地域的国際機構の手によって成立している。このうち、ヨーロッパ人権条約と米州人権条約は、実施機関としてそれぞれ人権委員会および人権裁判所をもち、人権委員会は人権侵害に関する個人からの通報を受理・検討し、人権裁判所はその管轄権を受諾した締約国または人権委員会からの提訴を受けてそれぞれの人権条約の解釈・適用について審理し、当事国を法的に拘束する判決を下す権能を有する。⁽⁷⁾

世界の各地域では、右にみたように、優れた履行確保制度を備えた地域的人権条約が成立しているなかで、我が国の位置するアジア地域には、未だにこれに類する地域的人権条約あるいは地域的人権保障機構は存在しない。しかし、アジアにおける人権の地域的保障を目的とする機構を創設しようとする試みは、種々の立場から既に開始されている。⁽⁸⁾

本稿では、初めに、こうした試みの概略を紹介し、次に、今日のアジア諸国の人権状況を分析し、これらを踏まえて、アジアにおいて人権保障機構が設置される可能性が果たして有るか無いか、有るとすればいかなる状況において、いかなる条件の下にであるか、を考察する。

- (1) 小寺初世子「人権条約の履行確保」『国際法外交雑誌』第七四巻第五号（一九七六年）二頁。
- (2) 高野雄一『国際社会における人権』（岩波書店、一九七七年）二八八―二九〇頁。
- (3) 例えば代表例として、社会権規約、自由権規約の各二条をみよ。
- (4) 前掲注(1)小寺論文参照。
- (5) 前掲注(1)小寺論文一九頁。
- (6) 各条約については、高野雄一・宮崎繁樹・斎藤恵彦編『国際人権法入門』（一九八三年、三省堂）IV章2く5をみよ。
- (7) 詳しくは、山下泰子「欧州(1)」、クルト・ヘレンドル、久保田洋訳「欧州(2)」、北村泰三「米州」、いずれも前掲『国際人権法入門』所収をみよ。なお、バンジュール憲章が規定する実施機関は、人権侵害に関する当事国およびその他の他からの通報を受理する権能をもつ「人及び人民の権利に関するアフリカ委員会」のみであり、人権裁判所は有していない。バンジュール憲章の邦訳としては、岩沢雄司「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」（仮訳）『大阪市立大学法学雑誌』第三〇巻第二号一四四頁以下がある。
- (8) アジアにおける人権問題および人権の伸長・保護のための地域的協力に関する文献には次のものがある。Yamane, *Asia and Human Rights*, in 2 *The International Dimensions of Human Rights*, 651 (K. Vasak ed. 1982) [邦訳、『ユネスコ版 人権と国際社会 下』（一九八四年、庭野平和財団）九四九頁以下]。山根裕子「アジア」前掲注(6)『国際人権法入門』一五九頁以下。斎藤恵彦「アジア太平洋地域の人権擁護機構と日本の役割——82年のコロンボとバンコックでの国連セミナーからの報告——」東京外国語大学海外事情研究所編『日本の国際化と地域研究の役割』一五頁以下。久保敦彦「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」『研究年報（神奈川大学法学研究所）』六号（一九八五年）一二七頁以下。
- (9) 本稿において取り扱う「アジア」とは、東は日本から西はアフガニスタンまで、北はモンゴルから南はインドネシアまでの地域に属する二四か国に限定し、西アジア、アラブ地域、太平洋・オセアニア地域は除外する。なお、右に限定した「アジア」を考察の

便宜上、左の三つの小地域に分類する。なお、各国名は、正式国名によってではなく、通称で表示する。

- (1) 東アジア(六か国)——日本、韓国、北朝鮮、モンゴル、中国、台湾
- (2) 東南アジア(二〇か国)——フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ビルマ
- (3) 南アジア(八か国)——バングラデシュ、インド、ブータン、ネパール、スリランカ、モルジブ、パキスタン、アフガニスタン

二 人権保障機構設置の模索

アジア地域において、人権保障のための地域的機構を創設しようとする動きは、既に一九六〇年代中頃からみられる。ここでは、このような様々な動きを、国連関係のものとは非政府間国際機構(以下、NGOと略称。)によるものと分けて概観しよう。

(一) 国連関係

一 国連において、地域的な人権保障機構が未だに設置されていないアジアその他の地域に地域的人権保障機構を創設しようとの動きが最初に現われたのは、一九六四年五月にパキスタンのカブールで開催された国連主催の「発展途上国における人権セミナー」⁽¹⁰⁾において、ヨーロッパ人権条約をモデルとした地域的人権保障機構の設置の可能性が討議された際であろう。

二 こうした動きは、一九六七年三月に国連の人権委員会が、「国連ファミリー内に地域的人権委員会を設置する提案

のあらゆる側面を研究する」一か国から成るアド・ホック研究グループを設置することを決定⁽¹¹⁾(同委員会決議六(XXIII))したことによって、より具体的なものとなった。同研究グループの報告の中には様々な見解が盛り込まれたが、地域的人権委員会が創設されるとしても、当該地域を構成する諸国の直接のイニシアチブでなされるべきであり、地域外の諸国あるいは国連の主導によってなされるべきではない、との点では見解が一致していた⁽¹³⁾。

このアド・ホック研究グループの報告は、一九六八年三月の人権委員会(第二四会期)で検討された。人権委員会における議論においては、一方では、西欧やラテン・アメリカにおける地域的人権保障機構の貴重な経験に言及し、地域レベルでの行動によって人権の普遍的な促進と保護が達成されるとの意見が述べられた⁽¹⁴⁾。しかし、他方では、人権の保護および履行につき第一の責任をもつのは主権国家であり、したがって、人権保障に関する新たな地域委員会の創設を含む地域的な行動は不必要であり望ましくない、との見解も表明された⁽¹⁵⁾。このように、人権委員会においても、必ずしも意見の一致はみられなかったが、地域的人権委員会が創設されるとしても、当該地域を構成する諸国の直接のイニシアチブでなされるべきである、とのアド・ホック研究グループの結論に対しては、多くの委員が賛意を表明した⁽¹⁶⁾。こうした討議を経て、人権委員会は、アド・ホック研究グループ報告についてのコメントを同委員会構成国と地域的機構に求め、また、未だ地域的人権委員会が設置されていない地域において、こうした委員会を設置することが有益で望ましいことを討議するため、適切な地域セミナーの開催可能性を検討するよう事務総長に要請する決議七(XXIX)を採択した⁽¹⁷⁾(後者の点は、一九七八年三月の人権委員会決議二四(XXXIV)でも繰り返された)。

三 これとは別に、一九七五年の国連総会第三〇会期(一九七五年)においては、「人権と基本的自由の十分な享受を促進するための、国連内部における選択的アプローチ、方法、手段」と題する事務総長報告が検討されたが、その際に、同報告中の地域的人権委員会を設置するという考え方は大方の支持を得た⁽¹⁸⁾。

四 国連におけるこうした一連の動きをうけて、国連総会は第三二会期(一九七七年)において、人権の分野における地域的取極が未だ存在しない地域の諸国に対して、人権の伸長および保護のため適切な地域的機構を各々の地域に設置するための合意を考慮することを求め、また先の一九六八年の人権委員会の決議と同様に、事務総長に地域セミナーの開催の検討を要請する決議(32/127)を採択した。これと同趣旨の決議⁽¹⁹⁾(33/167、34/171および35/154)が引き続き会期において繰り返し採択された後、一九八一年一月一六日の国連総会において、アジア地域における人権の伸長と保護のための適切な協定を検討するため、一九八二年にコロンボでセミナーを開催することを優先的に考えるよう事務総長に要請する決議(36/154)が採択された。

五 この決議の趣旨に沿って、一九八二年六月二日から七月二日まで、スリランカの首都コロンボで「アジア地域における人権の伸長および保護のための全国的、地方的および地域的取極に関するセミナー」(以下、「コロンボ・セミナー」と略称。)が開催された。このセミナーには、国連アジア・太平洋経済社会委員会(以下、ESCAPと略称。)の全構成国が招請され、アジア・太平洋の一五か国およびフランス、英国、ソ連、アメリカが参加した⁽²⁰⁾。このセミナーでは、まず初めに、人権の伸長・保護のための全国および地方の制度に関する経験と情報を交換し、次いで世界の他の地域における地域的取極(ヨーロッパ人権条約、米州人権条約、バンジュール憲章、人権と基本的自由に関するアラブ規約⁽²¹⁾)について討議し、最後にアジア地域における人権の伸長・保護のための地域的協力につき検討した⁽²²⁾。ここでは、本稿のテーマに係わる最後の点のみを取り上げることにしてしよう。

アジア地域における人権の伸長・保護のための地域的協力に関する討議は、ネパールのタパ(D.B.S. Thapa)が提出した「アジア・太平洋人権委員会の設置に関する条約案⁽²³⁾」に基づき進められたが、このセミナーはこうしたテーマを討議する最初の機会なので、アジア地域の各国政府の信頼を得るためにも、作業は注意深く徐々に進めるべきこと

や、前記のような条約案を検討するにあたっては他の地域における条約等のモデルを単に模倣するのではなく、新機軸を打ち出す必要があることなどがまず指摘された。また、アジア地域に想定される政府間の協定は、アジア地域諸国の政府のイニシアチブで締結されるべきことも指摘された。ネパール代表が提出した条約案に関しては、これを時期尚早であり現時点では野心的すぎるとする立場と、これを積極的に評価するという立場とに見解が分かれた。また、この条約案の扱い方についても、これを各国政府に送付し意見を求め、ESCAPが条約案に対する諸国のコメントを検討する会議を開催するとの見解と、ESCAPはこうした活動をとる権限をもたないとの見解が対立し、意見の一致はみられなかった。⁽²⁴⁾このように、コロンボ・セミナーでは、アジア地域に人権保障機構を設けるにあたり問題となると思われる種々の論点のうち、その基本的なものの一部が討議されにすぎない。しかし、このセミナーは国連がアジア地域における人権の伸長・保護のための地域的協力をテーマとして開催した最初のセミナーでもあり、アジア地域に人権保障機構を設置しようとする動きの一つの足掛かりとなるものと思われる。

なお右にみた条約案の他にも、コロンボ・セミナーでは、地域人権委員会、地域人権小委員会の設置等の種々の構想が提起された。

(10) Report of the Seminar on Human Rights in Developing Countries, Kabul, Afghanistan, 12-25 May 1964, U.N.Doc. ST/TAO/HR/21, para. 28.

(11) パキスタン、フィリピンを含む二八か国の賛成、反対なし、インドを含む三か国の棄権で採択された。アド・ホック研究グループ一一か国の中には、アジアからはフィリピンが入っていた。同研究グループは、(a)地域的人権委員会が存在していない地域において、かかる機関が設置されうる基盤、(b)かかる委員会の権限および委員の選任方法、(c)国連の人権委員会と、既存の地域人権委員会や今後創設される地域的人権委員会との関係、に特に留意するよう求められた。(Report of the Commission on Human Rights

- on Its Twenty-third Session, 42 U.N. ESCOR, Supp. (No. 6), paras. 351-369.)
- (12) Report of the *Ad Hoc* Study Group Established under Resolution 6 (XXIII) of the Commission on Human Rights, U.N. Doc. E/CN. 4/966 and Add. 1.
- (13) *Id.*, para. 41.
- (14) Report of the Commission on Human Rights on Its Twenty-fourth Session, 44 U.N. ESCOR, Supp. (No. 4), para. 232.
- (15) *Id.*, para. 234.
- (16) *Id.*, para. 235.
- (17) *Id.*, paras. 244-250.
- (18) 30 U.N. GAOR C. 3 (2168-69 mtg.), U.N. Doc. A/C. 3/SR. 2168-2169 (1975).
- (19) バンジュール憲章は「これらの決議をうけて開催されたモンロビア・セミナーおよびダカル・セミナー(ともに一九七九年)での討議を経て採択された(斎藤恵彦「アフリカ・アラブ」前掲注(6)『国際人権法入門』二二〇—二二三頁)。
- (20) この他「フョリペンとオランダがオブザーバーを送り、国連機関としてはESCAP、UNHCR、UNDPが、専門機関としてはILO、UNESCO、WHOが、また数多くのNGOがそれぞれ代表を出席させた。なお日本政府は参加しなかった。
- (21) 詳しくは、前掲注(19) 斎藤論文二二二—二三四頁をみよ。
- (22) Report of the Seminar on national, local and regional arrangements for the promotion and protection of human rights in Asian region, U.N. Doc. ST/HR/SER. A/12 (1982). 詳しくは、前掲注(8) 斎藤論文をみよ。
- (23) *Model Convention for the Establishment of a Commission on Human Rights for Asia and the Pacific*, Human Rights Internet Reporter, Sept. -Nov. 1982, at 60.
- (24) U.N. Doc. ST/HR/SER. A/12, *supra* note 22, paras. 61-87. コロンボセミナーが開催された直後の一九八二年八月には、タイのバンコックで、「特にアジア・太平洋に関する、人種差別の犠牲者が援用しうる手続その他の保護形態ならびに全国のおよび地方的レベルでとられるべき活動に関するセミナー」が国連主催の下に開催されている。同セミナーについては、前掲注(8) 斎藤論文をみよ。同セミナーの記録は、See, U.N. Doc. ST/HR/Ser. A/13. (1982)

(二) NGO関係

アジア地域において人権の伸長・保護を図るにあたり、NGOの果たす役割には大きな期待が寄せられている。⁽²⁵⁾ 実際、これまで各種のNGOがそれぞれの立場からアジア地域に人権保障機構を設置する可能性を模索し続けている。ここでは、そうした動きを時の経過にしたがって辿ってみることにしよう。

最も古いものは、一九六五年二月に、国際法律家委員会 (International Commission of Jurists 以下、ICJと略称。) がバンコックで開催した「東南アジア・太平洋法律家会議」において、アジア地域人権条約の定立の可能性が論じられ、こうした条約を起草するという考え方が好意的に受けとられたこと⁽²⁶⁾ であろう。

一九七六年九月には、アムネスティ・インターナショナルのアジア・太平洋支部が日本の御殿場(東山荘)で開催した第一回太平洋地域会議において、人権侵害から人を守るための地域的機構を設置する可能性が論じられた。⁽²⁷⁾

また、一九七九年八月から九月にかけてコロンボで開催されたローエイシア(LAWASIA)⁽²⁸⁾ 第六回総会においては、ローエイシア人権常設委員会を設置することが理事会において決定された。⁽²⁹⁾ この常設委員会の任務の中には、アジア・太平洋における人権の伸長、宣伝、保護を目指す人権センターを設置すること、同地域の政府に対し国際人権規約を批准するよう要請し、人権分野における他の国連の文書を守るよう働きかけること等の外、優先事項としてローエイシア地域にアジア人権委員会および(または)アジア人権裁判所を究極的に設置するため行動を開始することが含まれていた。⁽³⁰⁾ 同委員会は一九八〇年三月の香港における第一回会合で、法律家、弁護士会および地域の「その他信頼できる世論の代弁者」から寄せられた人権侵害に関する苦情を受理し、調査することを決定した。同委員会は事実を検討し、関係当事者から事情聴取をし、「両当事者の見解と自らの結論を記載する報告を提出する」ものとされている。⁽³¹⁾ また、同会合では、アジア・太平洋地域諸国の政府が遵守すべき最低基準である、「人権に関する基本原則」も⁽³²⁾

起草された。

時間的には前後するが、一九八〇年一月には、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタンおよびスリランカの南アジア五か国の裁判官、弁護士、大学教授、ジャーナリスト、経済専門家、活動家、聖職者がコロンボに集まり、「人権と開発に関する南アジア・コロキアム」を開催し、南アジアにおける人権状況を多角的に検討する機会をもった。その結果、(1)南アジア地域における基本的人権の理解・尊重を促し、(2)同地域における人権の促進のための条件を生み出し、(3)同地域における人権に係わる法律、社会的慣行、および開発活動に関する情報を交換し、またこれらの調査を行ない、ならびに(4)人権に関する現状を研究し、人権と開発に関する諸問題を含む状況について同地域の当局および世論の注意を喚起する、ことを目的として、「人権および開発に関する南アジア委員会」(South Asian Committee on Human Rights and Development)という民間の非政府間機構が設置された⁽³³⁾。

一九八二年二月には、インドネシア、マレーシア、フィリピンおよびタイの法曹有志が「アジア地域人権審議会」(Regional Council on Human Rights in Asia)という非政府間機構をマニラで結成し、翌一九八三年一二月のジャカルタでの第一回総会において、「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」⁽³⁴⁾を採択した。この宣言は、基本原則、平和、独立及び発展、民衆の参加、社会正義、教育、情報媒体、文化共同体、軍、拷問及び類似行為、公的非常事態の一一か条について、政府の責務と民衆の責務とを明確に区別し詳細な規定を行なっている。もともと、「宣言起草者の第一の意図は国家間合意のための私案として完成した形のものを提供することではなく、現在の問題状況を踏まえて一先ず保護対象として確立すべき諸権利を提示する点にあった⁽³⁵⁾」といわれる。

これとは別に、アジアキリスト教協議会は、一九八三年一〇月に香港において、正義と人権のためのアジア法律家会議を開催し、アジアの一二か国から地域共同体の指導者、弁護士、判事、法学者などの人権擁護活動家三六名がこ

れに出席した。そして、注目すべきことは、この会議において、アジア地域レベルの人権侵害監視機関としての「アジア人権委員会」の設置が提唱されたことである。この提唱を受けて、一九八四年一月七日〜八日に東京で、アジア諸国の法律家が参加する「アジア人権シンポジウム」が開催され、引き続き同月九日〜一〇日に東京で開かれた設立会議において、「アジア人権委員会」(Asian Human Rights Commission, AHRC)が設置された。同委員会は、人権法(とくに国際人権規約)の宣伝とその実効的な履行確保、アジア地域の人権状況の監視、予測される人権侵害や度重なる侵害に対して、これを防止するための適切な行動等をその目的としているが、この他、人権侵害の申立ての受理とその調査をもその目的の一つに掲げている。なお、現在同委員会は九名で構成されているが、日本からは中平健吉弁護士と高野雄一教授が選出されている。

- (25) コロンボ・セミナーにおいても、NGOの役割が重要であることについてはコンセンサスが得られている(U.N.Doc. ST/HR/SER. A/12, *supra* note 22, para. 87 (f))。
- (26) Yamane, *supra* note 8, at 654. (邦訳「九五四頁」)
- (27) *Id.*, at 664. (邦訳「九六九頁」)
- (28) アジア・太平洋地域の法律家の職業団体の一つで、一六の非社会主義国で構成されている。
- (29) Khushalani, *Human Rights in Asia and Africa*, 4 *Human Rights L.J.*, 403, 437 (1983).
- (30) *Id.*
- (31) *Id.*, at 438.
- (32) Basic Principles of Human Rights (*Id.*, at 438-9.)
- (33) *Declaration of the South Asian Colloquium on Human Rights and Development*, *Human Rights Quarterly*, Summer 1981, at 101-103.

(34) テキストは 'Regional Council on Human Rights in Asia, Declaration of the Basic Duties of Asean Peoples and Governments (9 December 1983), reprinted by Netherlands Institute of Human Rights, Utrecht. なお、この宣言については、前掲注(8) 久保論文が翻訳と紹介を行なっている。

(35) 前掲注(8)久保論文、一二九頁。

三 アジア諸国の人権状況

前章では、これまで明らかにされたアジアにおける人権保障機構を設立しようとの構想の沿革とその概略を紹介したが、こうした様々の構想は、それぞれ、一定の歴史的・政治的文脈の中から生まれたものであった。そこで、こうした構想の中で実際に実現可能性のあるものがあるか否かを考察するにあたっては、その前提として、アジア諸国における現在の人権状況を把握しておく必要がある。このため本章では、(一)アジア各国の政治状況、(二)各国の人権諸条約への参加状況、(三)各国の憲法における人権規定を検討し、これらを踏まえて、(四)アジア諸国における実際の人権状況を明らかにしたい。

(一) 政治状況

ここでは、アジアを三地域に分け、⁽³⁶⁾ 実際の人権状況を知るうえで必要な限度で、アジア諸国における一般的な政治状況——各国の政権の体質、戒厳令・非常事態宣言の実施状況等——を概観しよう。⁽³⁷⁾

(1) 東アジア（六か国）

この地域に属する諸国は実に多様である。すなわち、資本主義国と社会主義国が相半ばし、また中国—台湾、朝鮮—韓国という分裂国家も未だに存在している。したがって、この地域の国際政治環境も常に緊張状態におかれている。

まず、モンゴル、中国それに北朝鮮の社会主義三国から取り上げよう。モンゴルでは、一九八四年に社会主義建国六〇周年を迎えたが、ちょうどその年に四〇年間の永きにわたって権力の座にあった書記長が更迭され、新書記長が就任した。しかし、国内の政治・経済にはさしたる変化もみられないので、モンゴルの社会主義政権は安定しているものと思われる。中国では、一九八二年に鄧小平・胡耀邦体制が確立し、整風運動により共産党内の文革残存勢力の排除も進み、またこれと並行して若手指導者グループの選抜も行なわれており、国内の政治体制はこれまでに安定しているものとみられ、工業、農業、国防、科学技術の「四つの近代化」が推進されている。これに対し北朝鮮では、一九八三年一〇月のラングーン事件により失った対外的信用を回復し、また経済建設面での危機を突破するため、外交攻勢をかけた後、南に対し救援物資を送るなど、新たな「開放」路線への転換を図っている。しかし、後継者として固まりつつある金正日書記は自力更正路線をとっているともいわれ、政策面で激しい動揺があるとも伝えられている。このように、北朝鮮の国内政治は必ずしも安定しているとはいえないようである。⁽³⁸⁾

次に資本主義国に目を転ずると、韓国においては、軍事政権が開発政治を進め一定の経済成長を遂げ中進国の仲間入りを果たした。全斗煥政権は「暴力のない政治こそ民主主義土着化の早道である」として、「和合」路線を追求しているが、国内の抑圧的政治体質は依然改まっておらず、最近では大学生の反政府デモ・集会を規制するため「学園安定法」という治安立法の制定が企図されている。⁽³⁹⁾

また、国際的に孤立している台湾では、一九四九年以来、国民党の一党独裁政権が続いている。中央の政治レベルでは、外省人(大陸出身者)が指導権を握っており、人口の約八五パーセントを占める本省人(台湾省出身者)を支配している。蔣總統は本省人との融和政策を採り副總統に本省人を登用してはいるが、⁽⁴⁰⁾外省人支配の実態は依然として変わりはない。

(2) 東南アジア(一〇か国)

この地域には、東南アジア諸国連合(以下、ASEANと略称)六か国、インドシナ三国およびビルマが含まれる。このうち、ASEAN諸国は一九七〇年代に高度経済成長を遂げいわゆる「中進国」の仲間入りをした。しかし、こうした経済成長は、軍事政権ないし準軍事政権による国内治安体制の強化によってもたらされたものであることは否定できない。⁽⁴¹⁾

国別にみると、インドネシアでは、軍人が閣僚、州知事等の地方の首長のほか、政府関係機関でも相当数を占める他、大使の三分の一、国民協議会議員の四分の一を握っており、軍が大きな政治的・社会的役割を果たしている。⁽⁴²⁾同様にタイでも、インドネシアにおける程ではないにせよ、軍部が政治権力の中枢を握っている。このように、インドネシアおよびタイ両国の政治体制は、明らかに軍事政権であるといえる。

また、フィリピンでは、軍人が政権を担当している訳ではないが、その支配の様式に著しい「暴力」の独占的行使ないしその威嚇を伴っており、その政治体制は「準軍事政権」とも呼ばれている。⁽⁴³⁾フィリピンでは、一九七二年九月から一九八一年一月まで約一〇年間にわたり戒嚴令⁽⁴⁴⁾が施かれていた。

これに対し、マレーシアとシンガポールの政治体制は文民政権であるが、両国とも強権的な開発政治を推進しており、経済成長に伴い政治的抑圧も行なわれている。

一九八四年一月に独立しASEANに加盟したブルネイでは、スルタン自身が首相、蔵相、内相を兼ね、スルトンの父親（前スルタン）や次弟がその他の閣僚中の要職を占めており、スルタン一家による専制支配がなされている。さらに、同国の議会はスルタンが指名する二〇名の議員から成り、また同国には政党は存在しない。

このように、ASEANのどの国でも、統治の基本のところ、国民の政治的諸権利の侵害が行なわれており、程度の差はあれ、拷問や理由のない逮捕が日々なされている⁽⁴⁵⁾、といわれる。

さて、この地域でASEAN諸国と対峙しているのがベトナム、ラオスおよびカンボジアのインドシナ三国である。ベトナムは一九七六年に南北統一を達成し、ベトナム社会主義共和国となったが、その後大量の難民が国外に流出している。ラオスは永年の内戦の末に、一九七五年にラオス人民民主主義共和国を樹立し、社会主義の国家建設を進めている。他方、カンボジアにおいては、未だに、カンプチア人民共和国政府（ヘン・サムリン政権）と民主カンボジア連合政府（シアヌーク大統領）との間で内戦が続いている。

最後に、ビルマでは、一九六二年以来ビルマ社会主義計画党（一九六四年からは一党独裁）の下で、社会主義政策がとられている。ネ・ウイン前大統領（ビルマ社会主義計画党現総裁）、サン・ユ現大統領とも陸軍出身であり、その他の閣僚の中にも軍人出身者が多く、同国の政体も軍事政権という色彩を帯びている。

(3) 南アジア（八か国）

南アジア諸国の中には、内戦状態におかれている国や、国内が騒乱状況にある国が少なくなく、戒厳令下にある国や非常事態宣言下にある国もみられる。

アフガニスタンでは、一九七九年一二月にソ連軍が侵攻して以来、カルマル政権とイスラム系武装集団との間で依然として内戦状態にある。同国で政治活動を認められているのは、アフガン人民民主党のみである。

スリランカでは、シンハラ人とタミル人との間の人種対立が続いているが、一九八三年五月の両者の武力衝突以来、同国には非常事態宣言が施行されている。スリランカには複数の政党が存在するが、新平等社会党(NSSP)と人民解放戦線(JVP)は、現在、政党活動が禁止されている。⁽⁴⁶⁾

また、ネパールでは、本年(一九八五年)六月二〇日以来、同国では初めてという爆弾テロ事件が続発しており、騒乱状態にある。⁽⁴⁷⁾この事件は、一九六一年以来全政党を非合法化している「パンチャヤト(Panchayat)体制」と呼ばれる同国独得の国王親政体制に反対し、政治を民主化し政党活動の合法化を求めるネパール会議派やネパール共産党等の非合法政党の不服従運動が一つの発端となつていているものと思われる。

パキスタン⁽⁴⁹⁾とバングラデシュの両国は依然として軍党政権の下にある。パキスタンでは一九七七年七月以来戒厳令が施行されており、一九八一年の憲法改正により全政党の解散が命ぜられ政党活動は認められていない。バングラデシュにおいても、一九八二年三月のクーデタにより憲法は停止され、以来戒厳令体制が続いており、すべての政党活動は禁止されている(ただし、一九八四年一月から屋内の政治活動は認められるようになった)。

以上にみた南アジア諸国とは異なり、インドでは、一九五〇年に制定された憲法(頻繁に改正されている)にもとづき議会制民主主義が行なわれてきている(ただし、一九七五年六月から一九七七年三月にかけて非常事態宣言⁽⁵⁰⁾が発せられ、議会制が停止された時期がある)。しかし、インド全域が常に平穏である訳ではなく、現にパンジャブ州では人口の約半分を占めるシク教徒が、一九八三年半ば頃から、シク教の擁護と州自治権の拡大を要求し中央政府と対立し、暴力・テロ事件、シク教徒とヒンドゥー教徒との衝突事件が多発したため、中央政府は同年一〇月、同州を中央政府直接統治下に置く等の対策を構じたが紛争は収拾せず、ついにはシク教総本山を中央政府軍が武力制圧するという事態にまで至つた。この事件を契機にシク教徒はますます先鋭化し、一九八四年一〇月にはインディラ・ガンジ

―首相暗殺事件や爆弾テロ事件などを引き起こしていることは記憶に新しいところである。

- (36) 前掲注(9)をみよ。
- (37) 主として、アジア経済研究所編『アジア・中東動向年報 一九八五年版』(アジア経済研究所、一九八五年)、東南アジア調査会編『東南アジア要覧 一九八五年版』(東南アジア調査会、一九八五年)、アムネスティ・インターナショナル『アムネスティ年次報告書・1984』(大陸書房、一九八五年)、『世界の議会 アジアI・II』(ぎょうせい、一九八三年)による。
- (38) 以上、前掲『アジア・中東動向年報 一九八五年版』による。
- (39) 『朝日新聞』一九八五年八月八〜九日。
- (40) 以上、前掲注(37)『アジア・中東動向年報 一九八五年版』による。
- (41) ハーバート・フィリス『経済開発と強権政治』坂本義和編『暴力と平和』(朝日新聞社、一九八二年)所収、鈴木佑司「アジアにおける強権政治」『国際問題』二七二号(一九八二年一月)参照。
- (42) 萩原宜之『ASEAN―東南アジア諸国連合 東西対立と南北問題の接点』(有斐閣、一九八三年)六九―七〇頁。
- (43) 前掲注(41)鈴木論文五頁注(1)。
- (44) フィリピンにおける戒厳令については、稲 正樹「フィリピン戒厳令試論(1)」『岩手大学教育学部研究年報』第四三巻第一号(一九八三年一〇月)をみよ。
- (45) リチャード・タンター「軍事化するASEAN」、前掲注(41)『暴力と平和』六八頁。
- (46) 斎藤吉史「スリランカ―人種対立の泥沼に陥ったモザイク国家」『国際問題』三〇四号(一九八五年七月)参照。
- (47) 『朝日新聞』一九八五年六月二二―二四日。Newsweek, July 1, 1985, at. 35.
- (48) 地方末端の行政組織である村・町レベルの議会(村・町パンチャヤト)に始まり、郡議会、県議会へと積み上げ、頂点に国会(ナショナル・パンチャヤト)を持つ政治・行政体制。村・町議会から郡議会、県議会までは下からの間接選挙により選出されるが、国会は普通選挙に基づいている。ただし普通選挙とはいえ、実際には候補者の選出にしても、村・町、郡、県へと組織されている。「パンチャヤト体制」をもとに行なわれる。「パンチャヤト体制」は政党活動を禁止しているため、一九八一年に成立した現国会の選挙では既成政党は選挙をボイコットした。これらのことから国会は、政党活動を否定した立憲君主制のなかで「パンチャヤト体

制」を守るといふ合意点を持つ大政翼賛会的なものだといふことができる(井上恭子「一九八四年のネパール」前掲注(37)『アジア・中東動向年報 一九八五年版』五〇二—三頁)。

(49) パキスタンにおける強権政治については、浜口恒夫「パキスタン——軍部・官僚支配の『イスラーム国家』」『国際問題』三〇四号(一九八五年七月)をみよ。

(50) 一九七五年のインドにおける非常事態については、稲正樹「一九七五年インド非常事態の検討(一)」『北大法学論集』第二八巻二号をみよ。

(二) 人権諸条約への参加状況

人権および基本的自由が普遍的に遵守されるためには、できるだけ多くの諸国が国際的人権条約に参加することが望ましいことは言うまでもない。このことは、国連総会決議(32/130)(一九七七年)の中で次のように表現されている。

「人権及び基本的自由を伸張するには、(国連)加盟国が国際諸文書への加入又はそれら文書の批准を通じ、この分野において特別の義務を負うことが最も重要である。それ故に、……関連諸文書の普遍的受諾及び実施が奨励されるべきである。」

実際に、諸国は人権条約を批准(加入)することにより、人権保護についての義務を国際的レベルで負うことになる。したがって、より多くの国がより多くの人権条約へ参加すれば、それに応じて人権の実効的保護に対する期待が高まることになろう。それでは、かかる人権諸条約の批准(加入)の要請に対して、アジア諸国はいかなる対応をみせてきているのであろうか。この点を明らかにするため、以下では国連ファミリー内で締結された主要な人権条約に対するアジア諸国の批准・加入状況を、付された宣言・留保とあわせてその主たるものについて逐一検討してみるこ

表1 人権条約一覧表

	分類と正式名称	略称	署名・採択年月日	発効年月日	当事国数	テキスト
A	国際人権規約					
	1. 社会的、経済的及び文化的権利に関する国際規約	社会権規約	1966.12.16	1976.1.3	83	UN Doc. A/6316
	2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約	自由権 "	"	1976.3.23	81	"
	3. " " についての選択議定書	選択議定書	"	"	34	"
B	差別の防止					
	4. あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約	人種差別撤廃条約	1965.12.21	1969.1.4	123	660UNTS195
	5. アパルトヘイト罪の鎮圧及び処罰に関する国際規約	アパルトヘイト条約	1973.11.30	1976.7.18	79	UN Doc. A/9030
	6. 教育における差別を禁止する条約	教育差別禁止条約	1960.12.14	1962.5.22	75	429UNTS93
C	戦争犯罪、人道に対する罪など					
	7. 集団殺害の防止及び処罰に関する条約	ジェノサイド条約	1948.12.9	1951.7.25	95	96UNTS271
D	8. 戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約	戦争犯罪時効不適用条約	1968.11.26	1970.11.11	28	754UNTS73
	奴隷、人身売買等の禁止					
	9. 1926年9月25日にジェネーブで署名され、1953年12月7日に ニューヨーク国連本部で作成された議定書により修正された奴 隷条約	奴隷条約	1926.9.25	1955.7.7	81	212UNTS17
	10. 奴隷制、奴隷貿易及び奴隷制類似の制度、慣行の禁止に関する 補足条約	奴隷制等補足条約	1956.9.4	1957.4.30	98	266UNTS3
	11. 人身売買及び他人の売春からの搾取の鎮圧のための条約	人身売買等鎮圧条約	1949.12.2	1951.7.25	56	96UNTS271
	12. 人身売買及び他人の売春からの搾取の鎮圧のための条約の最終 議定書	人身売買等鎮圧条約最終議定書	"	"	32	96UNTS316
E	被拘禁者・抑留者の保護					
13. 拷問その他残虐、非人道的又は屈辱的な取扱い又は処罰の禁止 に関する条約	拷問等禁止条約	1984.12.10	未発効	0	UN.G.A.Res. 39/46	
F	難民・無国籍者の保護					
	14. 難民の地位に関する条約	難民条約	1951.7.28	1954.4.22	95	189UNTS137
	15. " 議定書	難民議定書	1967.1.31	1967.10.4	94	606UNTS267
	16. 無国籍者の地位に関する条約	無国籍者地位条約	1954.9.28	1960.6.6	34	360UNTS117
	17. 無国籍者の削減に関する条約	無国籍者条約	1961.8.30	1975.12.13	12	UN Doc. A/CONF. 9/15
G	情報の自由					
18. 国際修正権に関する条約	国際修正権条約	1952.12.16	1962.8.24	11	435UNTS191	
H	女性の地位など					
	19. 婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	1952.12.20	1954.4.22	91	189UNTS137
	20. 既婚婦人の国籍に関する条約	既婚婦人国籍条約	1957.1.29	1958.8.11	55	309UNTS65
	21. 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約	女子差別撤廃条約	1979.12.18	1981.9.3	64	UN Doc. A/34/46
	22. 婚姻の同意・婚姻最低年齢及び婚姻登録に関する条約	婚姻同意等条約	1962.11.7	1964.12.9	34	521UNTS231

とにしたい。⁽⁵¹⁾ なお、便宜上、それらの条約をいくつかの部類に分類して考察を進める。また、ここで扱う条約の一覧を前頁の表1に掲げておく。以下の記述では、条約名は表1に示す略称を用いることにする。

A 国際人権規約

社会権規約、自由権規約および選択議定書という三つの文書によって構成される国際人権規約に対するアジア諸国の参加状況は、決して芳しいものではない。事実、社会権規約については、アフガニスタン、北朝鮮、インド、日本、モンゴル、フィリピン、スリランカ、ベトナムの八か国が、自由権規約については、上記八か国からフィリピンを除く七か国が、各々当事国になっているのみであり、選択議定書にいたっては未だいずれの国も批准・加入を果たしていない状況である。また、自由権規約は第四条で国家通報権について規定しているが、この条の受諾宣言を行なっているのも本稿で扱うアジアの二四か国中わずかにスリランカ一国のみである。なお、社会権規約のみを批准しているフィリピンは、自由権規約および選択議定書の双方について一九六六年一月一九日に早々と署名を行なっているが、人権保護の問題については地域的アプローチの方が好ましいとする理由などからその批准を控えているといわれる。⁽⁵²⁾

次に、国際人権規約に付された宣言・留保であるが、アジアでは、実体規定に関して日本とインドがこれを行なっている。インドの「宣言」は次のようなものである。(I)自決権は外国の支配下にある人民にのみ適用され、主権独立国家又は人民若しくは国民の一部には適用されない。(II)自由権規約第九条(身体の自由と逮捕抑留の要件)は、憲法第二二条3及び7と調和するように適用される。また、インド法体系の下では、不法な逮捕・拘禁にもとづく賠償請求権は存在しない。(III)自由権規約第一三条(外国人の追放)の外国人への適用を留保する。(IV)社会権規約第四条(公共の福祉)及び第八条(団結権・ストライキ権)は、憲法第一九条と両立するように適用される。(V)社会権規約第七

条(c) (昇進機会の均等)は、憲法第一六条四項と両立するように適用される⁽⁵³⁾。また、日本は、社会権規約第七条(d) (公の休日についての報酬の支払)、同第八条1(d) (ストライキ権)、同第一三条2(b)及び(c) (中高等教育の無償化)について留保を付し、自由権規約第二二条との関連で消防職員を警察職員に含めるとの解釈宣言を行なっている⁽⁵⁴⁾。

B 差別の防止

差別防止の分野では、アジア諸国の比較的積極的な姿勢が窺える。実際に、人種差別撤廃条約には、アフガニスタン、バングラデシュ、中国、民主カンボジア、インド、ラオス、モルジブ、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、韓国、スリランカ、ベトナムの一四か国が批准または加入を行なっている。もつとも、第一四条に基づく人種差別撤廃委員会の権限を受諾している国はアジアには存しない(世界的には、一一か国がこの受諾宣言をしている)。実体的な宣言・留保としては、ネパールが、(I)同国の憲法は個人の権利を保障しており、条約のいずれの規定も憲法と両立しない立法その他の行為を要求・許可するものとは認められない。(II)第四条(人種的優越主義に基づく差別および扇動の禁止)は、ネパール政府が同条の目的のために必要と認める限りにおいて一層の立法措置を締約国に求められているものと解釈する。(III)第六条(人種差別に対する救済)上の義務については、補償・賠償についてのいずれかの形態の救済手段が利用可能なことで満足されるものと解釈する、ことなどを宣明している。

次に、アパルトヘイト条約についても、アジアにおけるこの条約の当事国は少なくなく、次の一一か国があげられる。すなわち、アフガニスタン、中国、民主カンボジア、インド、ラオス、モルジブ、モンゴル、ネパール、フィリピン、スリランカ、ベトナムである。この中ではネパールが、人種差別撤廃条約に対するのと同様の宣言・留保を行なっている。

この他、中国、モンゴル、フィリピン、スリランカ、ベトナム、インドネシアは、教育差別禁止条約にも参加して

いる。

C 戦争犯罪・人道に対する罪など

ジェノサイド条約のアジアでの当事国数は、一三(アフガニスタン、ビルマ、中国、民主カンボジア、インド、ラオス、モルジブ、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、ベトナム)に及ぶ。この条約への宣言、留保としては、フィリピンが、(I)一定の官吏がフィリピン憲法に基づき保障される司法手続からの免除は、第四条(犯罪者の身分を問わぬ処罰)によって制約されないこと、(II)フィリピン議会が必要な法律を制定するまで、第七条(ジェノサイドの非政治犯罪性)に対しては実効を与えないこと、(III)第六条(管轄裁判所)および第九条(紛争の国際司法裁判所への付託)は、フィリピン領域内で行なわれたジェノサイドについての管轄権をフィリピンの裁判所から剝奪するものと解釈されてはならないこと(ただし、フィリピン政府が両条において定められている裁判所のいづれかに対してフィリピンの裁判所の判決を審査させることに同意する場合を除く)、を宣明し、さらに、ビルマも、第六条についてフィリピンと同様の解釈を明らかにしている。なお、フィリピンの留保に対しては、オーストリアやブラジルなどが異議を唱えている。

また、戦争犯罪時効不適用条約については、アジアでは、アフガニスタン、北朝鮮、インド、ラオス、モンゴル、フィリピン、ベトナムの七か国が当事国となっている。

D 奴隷、人身売買等の禁止

奴隷条約には、アフガニスタン、ビルマ、インド、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカの八か国が、奴隷制等廃止補足条約には、アフガニスタン、民主カンボジア、インド、ラオス、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカの一一か国が参加している。また、人身売買等鎮圧

条約の当事国は、インド、日本、ラオス、パキスタン、フィリピン、韓国、シンガポール、スリランカであり、同条約最終議定書には、インド、日本、フィリピン、韓国、スリランカの五か国が参加している。

E 被拘禁者・抑留者の保護

拷問禁止条約がこの範疇に属するが、同条約は採択後間もないため、アジアには批准・加入国は存しない。

F 難民・無国籍者の保護

難民・無国籍者の保護の分野は、アジア諸国がその普遍的規制に最も消極的な分野であるといえよう。事実、難民条約および同議定書への加入はわずか三か国（中国、日本、フィリピン）にとどまっており、無国籍者地位条約の当事国も韓国一か国にすぎない。無国籍者条約にいたっては、アジア諸国は一か国も参加していない状況である。

G 情報の自由

アジアには国際修正権条約の批准・加入国は存在しない。

H 女性の地位など

この分野では、まず婦人参政権条約に対して、アフガニスタン、インド、インドネシア、日本、ラオス、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、韓国、タイの一か国が批准または加入を行なっている。その際に付された実体的な宣言・留保としては、インドが、インド軍またはインドの公共の秩序の維持に当る軍隊への徴募およびこれらの軍隊における勤務条件には第三条（公務参与の男女平等）を適用しないことを明らかにし、またパキスタンも同旨の留保を付している。

既婚婦人国籍条約については、マレーシア、シンガポール、スリランカの三か国が当事国となっている。また、女子差別撤廃条約には、バングラデシュ、ブータン、中国、インドネシア、ラオス、モンゴル、フィリピン、韓国、ス

リランカ、ベトナム、日本(一九八五年七月二五日発効)が批准または加入を済ませており、アフガニスタン、民主カンボジア、インドも署名済みである。なお、インドは、その署名時に、(I)第五条(a)(定型観念の撤廃)および第一六条1(婚姻・家族関係における男女平等の実現)を、いずれの共同体の私的事項にもその発議または同意なく干渉しないという政策に適合するように運用すること、(II)第一六条2(婚姻最低年齢・登録義務)について、原則として婚姻の強制的登録の原則に同意するものの、それは、インドのように広大で慣習、宗教および識字レベルの多様な国家においては実際的でない、という宣言を付している。

最後に、婚姻同意等条約については、アジアでは、フィリピンのみが批准を行なっている。

I ILO諸条約

合計一五九にもほるILO条約についてのアジア諸国の参加状況は、極めて劣悪である。最多の批准を行なっているのは日本の三七であり、次いでインドの三四、バングラデシュの三一、パキスタンの三〇がこれに続くが、しかし、ネパールの三、ラオスおよび民主カンボジアの五、インドネシアおよびモンゴルの八という批准数もあつて、アジア諸国の平均批准条約数は一八にとどまっております。この数字は欧米の六〇はもとより、アフリカの二五、中近東の一九を下回り、地域別では最低の数字となっている。

J 小括

以上で検討したアジア諸国の人権諸条約への参加状況を次頁に表2としてまとめてみた。ここで、ILO条約を除く二二の人権条約についてみれば、アジアは、フィリピンが最多の一五の条約の当事国であり、次いでスリランカの二二、インドおよびモンゴルの一一がこれに続いていることがわかる。これに対して、人権条約参加状況が悪いのは、フィリピンを除く東南アジア諸国であり、ブルネイ〇、タイ一、マレーシア二、インドネシアおよびシンガポールが

表2 アジア諸国の人権諸条約への参加状況

条約名	ア フ ガ ニ ス タ ン	バ ン グ ラ デ シ ュ	ブ ー タ ン	ビ ル マ	ブ ル ネ イ	中 国	カ ン ボ ジ ア	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ア	日 本	ラ オ ス	マ レ ー シ ア	モ ン ゴ ル	モ ル ジ ブ	ネ パ ール	パ キ ス タ ン	北 朝 鮮	フ イ リ ピ ン	韓 国	シ ン ガ ポ ール	ス リ ラン カ	タ イ	ベ ト ナ ム
社 会 権 規 約	○							○		○			○				○	○			○		○
自 由 権 規 約	○							○		○			○				○	○			○		○
選 択 議 定 書																							
人 種 差 別 撤 廃 条 約	○	○				○	○	○			○		○	○	○	○		○	○		○		○
ア パ ル ト ヘ イ ト 条 約	○					○	○	○			○		○	○	○	○		○	○		○		○
教 育 差 別 禁 止 条 約						○	○		○		○		○	○	○	○		○	○		○		○
ジ ュ ノ サ イ ド 条 約	○			○		○	○	○			○		○	○	○	○		○	○		○		○
戦 争 犯 罪 時 効 不 適 用 条 約	○							○			○		○	○			○	○			○		○
奴 隷 条 約	○			○				○			○		○	○	○	○		○	○		○		○
奴 隷 制 等 廃 止 補 足 条 約	○						○	○			○		○	○	○	○		○	○		○		○
人 身 売 買 等 鎮 圧 条 約								○		○	○		○	○	○	○		○	○		○		○
人 身 売 買 等 鎮 圧 条 約 最 終 議 定 書								○		○	○		○	○	○	○		○	○		○		○
拷 問 等 禁 止 条 約										○								○	○				
難 民 条 約						○				○								○	○				
難 民 議 定 書						○				○								○	○				
無 国 籍 者 地 位 条 約																			○				
無 国 籍 者 条 約																							
国 際 修 正 権 条 約																							
婦 人 参 政 権 条 約	○							○	○	○	○		○		○	○		○	○		○		○
既 婚 婦 人 国 籍 条 約												○								○			
女 子 差 別 撤 廃 条 約		○	○			○		○	○	○	○		○					○	○		○		○
婚 姻 同 意 等 条 約																		○	○				
小 計	9	2	1	2	0	7	4	11	3	8	8	2	11	3	6	6	3	15	6	3	12	1	8
I L O 条 約 批 准 数	15	31	—	21	—	14	5	34	8	37	4	11	8	—	3	30	—	21	—	21	27	11	22

三となっている。その他、ブータン(一)、ビルマおよびバングラデシュ(二)、北朝鮮及びモルジブ(三)も批准・加入実績が優れないといえよう。

(51) 以下では、特にことわりのない限り次の文献を情報源とする。Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General, status as at 31 December 1984 (U.N.Doc. ST/LEG/SER.E/13) ; J.B. Marie, *International Instruments relating to human rights—Classification and chart showing ratifications as at 1 January 1985*, 5 Human Rights L.J. 357 (1984) ; Chart at Ratifications of International Labour Conventions, 1 January 1985 (prep. by ILO).したがって、本稿で言及する当事国数などは、ことわりのない限り、一九八四年二月三十一日または一九八五年一月一日現在のものである。

(52) U.N.Doc. E/CN.4/Sub.2/1984/26, paras. 22-25.

(53) こうしたインドの「宣言」に対しては、特に(I)に対して、フランス、西ドイツおよびオランダが、自決権は「すべての人民」に適用されるものであるとして異議を唱えている。

(54) なお、社会権規約および自由権規約の双方について民主カンボジアが一九八〇年一月一七日に署名を行なっているが、これに対しては、モンゴルなどが、民主カンボジアはカンボジアの合法的代表ではないとして異議を唱えている。この他、民主カンボジアが行なう署名、批准、加入に対しては、いずれの条約についても、政権の正統性・合法性の観点から特に社会主義諸国によって異議が唱えられていることに留意しておく必要がある。また、本稿で扱う宣言・留保は実体規定に関するものに限定したが、条約の継続的な側面に関する宣言・留保について略述すれば、各条約毎にいずれかの国によって次のような宣言・留保が付されていることが指摘される。すなわち、(I)条約の解釈に関する紛争の国際司法裁判所への付託は、一方的にはなく、全紛争当事国の同意によるべきこと、(II)条約の署名、批准、加入などのための開放は、国連ファミリー構成国に限定されず、すべての国に対してなされるべきこと。

(三) 憲法における人権規定

前節で明らかにしたように、アジア諸国の人権諸条約への参加状況は一般的には決して好ましいものではない。しかし、人権は現実には各国の領域内で保護（侵害）されるものであり、その意味で、人権の法実情を明らかにするためには、人権諸条約への参加状況を検討するだけでなく、各国の国内法において、就中「国の最高法規」たる憲法において、人権がどの程度保障されることになっているのかを探ることも必要であろう。そこで、以下では、各国の憲法における人権規定について、概括的な考察を行なうことにする。⁽⁵⁵⁾ その際、規定態様の類似性から、各国をいくつかの集団に分類してこれを行なうことにする。

A 東アジア諸国

ここでは、日本、韓国および台湾を取り上げる。まず、自由権的側面（参政権を含む）では、法の下での平等、参政権、信教の自由・表現の自由、通信の秘密、財産権、居住（移動）の自由、身体の拘束についての適正手続の保障が三国の憲法上共通に保障されている。しかし、良心の自由、職業選択の自由、苦役からの自由、逮捕・捜査令状主義、弁護人依頼権、遡及処罰の禁止、一事不再理、迅速・公正な裁判を受ける権利、黙秘権、拷問の禁止などは、台湾の憲法には明示されておらず、思想の自由、学問の自由、奴隷的拘束からの自由、残虐刑の禁止などは、日本の憲法にのみ明定されている。

次に、社会権的側面では、教育権、労働権、生存権の保障が三国共通にみられる。もっとも、労働者の団結権は台湾憲法には保障されていない。また、国務請求権に関しては、裁判を受ける権利および刑事補償権は日本の憲法のみ規定されているが、請願権は韓国の憲法にも明定されており、国家賠償請求権は三国共通に保障されている。

これら諸人権の制約事由としては、公共の福祉（日本）、国の安全、秩序の維持および公共の福祉（韓国憲法第三五

条)、他人の自由の保障、緊急の危険の回避、社会秩序の維持および公共の福祉(台湾憲法第二二条)があげられている。また、個人の義務としては、納税・教育義務が三国共通であり、勤労義務が日韓、国家防衛義務が韓台にみられる。なお、非常事態に関しては、韓国憲法第五一条、台湾憲法第三九条がこれに関する規定をもっており、韓国の場合、大統領の宣言によりすべての権利・自由の停止が可能とされる。これに対し台湾の場合は、総統が戒嚴令を宣言できると規定するにとどまっている。

B ASEAN諸国⁵⁶⁾

ASEAN諸国の憲法規定の特徴の一つは、社会権が、インドネシア憲法——労働権、相当な生活水準を期待する権利(第二七条二)および教育権(第三一条一)を規定する——の場合を除き、「権利」として捉えられていないことである。タイおよびフィリピンの憲法には、国家によって国民の生活水準、健康、教育といった社会権的側面の発展が促進されるべきことが定められてはいるものの、それらはあくまで国家に向けられた指導原則であって、人権としては位置づけられていないようである。また、参政権についても、タイおよびフィリピン憲法に規定されているにとどまる。

五か国に共通にみられるのは、言論、表現、集会、結社および信教の自由の保障であり、この他移動の自由、財産権、奴隷的拘束・強制労働の禁止、適正手続の保障、遡及・加重処罰の禁止、一事不再理なども、インドネシアを除く四か国の憲法に規定されている。また、逮捕理由告知義務、弁護人依頼権、拷問・残虐刑の禁止、迅速な裁判を受ける権利などは、ASEAN諸国の憲法では必ずしも十分には保障されていない。国務請求権についても、タイ(第三〇、四二、四五条)およびフィリピン(第四章第一五、二三条)の憲法を除き、明定されていない。

人権制約事由に関しては、移動の自由、表現の自由が、安全保障、公の秩序、公衆の健康などのための法律に従う

こと（マレーシア、シンガポール、タイ）を理由として制約しうるものとされ、また、信教の自由が市民的義務、公の秩序、良好な道徳に反してはならないこと（タイ）を理由として制約しうるものとされている。さらに、タイ憲法は第四五条で、憲法上の権利・自由は、国家・宗教・国王などに反することなく行使されることを要求している。なお、フィリピンでは、移動・表現の自由などは法律によって制限され得るものとされている。他方、個人の義務としては、タイ、インドネシア、フィリピンの憲法が、国民に対し、国家・宗教・国王・民主的政治体制の擁護、国家の防衛、憲法、法律の遵守、納税、教育、他人の権利の尊重などを義務づけている。最後に、非常事態については、マレーシア憲法（第一部）、シンガポール憲法（第二部）およびフィリピン憲法（第九章第一二条）上に規定がみられ、同事態に際しては適正手続の保障、移動、表現の自由および財産権の保障の停止（マレーシア、シンガポール）、人身保護令状の特権の停止、戒厳令の布告（フィリピン）が可能とされている。

C 南アジア諸国⁽⁵⁷⁾

この地域の諸国の憲法は、モルジブの場合を除き、極めて類似している。ここではまず次の二つの大きな特徴を指摘しておく。その第一は、法の前の平等に関するものである。すなわち、諸国の憲法は単に平等を謳うにとどまらず、社会的弱者たる女性、児童・障害者や、指定部族、カースト、社会的・教育的に遅れた市民階級のための積極的是正措置の合憲性にまで言及している。また、少数民族の文化的独自性への配慮も、インド、パキスタン、スリランカ憲法にみられるが、これらはいずれもこの地域の諸国が抱える複雑な社会的問題の産物といえよう。次に、第二の特徴は社会権についてみられる。この地域の諸国の憲法は、前述のフィリピンなどにみられるように、社会権を基本権として捉えず、いずれも国家政策の指導原則（基本原則）として、国家が実現すべき責務を負うものと捉えている。そうした責務の中では、特に、富の偏在の除去、少数民族の保護、環境の保全がほぼ共通にみられ、さらにパキスタ

ンでは、イスラム生活様式の普及が謳われている点が興味深い。

この地域では、包括的にみれば、自由権(精神的自由、人身の自由、社会的自由、経済的自由)への言及は、一応ほぼ網羅的になされているといえる。⁽⁵⁸⁾もつとも、国務請求権については、最高裁への申立て権(インド、スリランカ)、権利救済に対する権利(ネパール)、不当処罰に際しての上級裁判所への訴え(モルジブ)が認められているのみである。なお、ネパールおよびスリランカ憲法にはオンブズマン制度が定められている。

人権制約事由としては、予防拘禁に当って逮捕告知義務、弁護人依頼権などが保障されないこと(インド、パキスタン、バングラデシュ)、また、ほぼ一般的に、精神的、社会的、経済的自由が、公の秩序、公衆の道徳・健康などを理由として制限され得るものとされている。個人の負う義務としては、憲法の尊重、国家・民族への忠誠・献身、国家的統一の促進、他人の権利の尊重、などが掲げられている。また、非常事態に関しては、インド憲法上(第三五二条)、大統領が、精神的・社会的・経済的自由の停止、裁判所への申立て権の停止をなし得ることが定められており、パキスタン、バングラデシュ憲法にも同旨の規定がみられる。ネパールでは、国王がすべての権利の停止をなし得るものとされている。⁽⁵⁹⁾

D 社会主義諸国⁽⁶⁰⁾

社会主義諸国の憲法規定の態様はほぼ一様である。その特徴としては、社会的自由・経済的自由が保障されていないかまたは著しく制限されており、また人身の自由については、刑事被疑者・被告人に保障されるべき権利の十全なカタログが用意されていない点が指摘できる。他の地域の憲法にみられない権利・自由としては、庇護権、科学・文化・芸術活動の自由があげられ、さらに国家による在外自国民保護の規定がおかれていることも興味深い。

社会主義諸国である故に社会権の規定は極めて充実しており、また国務請求権についても、不服申立て権、賠償請

求権、請願権のいずれかが保障されている。表現の自由、信教の自由、通信の秘密といった精神的自由も一般に保障されているが、ただこれらの自由の行使は、勤労人民、社会主義国家社会、集団の利益などによって厳しく枠付けをされている。また、個人の義務も、祖国・社会主義体制の擁護のために向けられている。非常事態については特に明文の規定はないが、社会主義諸国は平時が非常時と⁽⁶¹⁾いつてよく、その意味で特にかかる規定を設ける必要もないのであろう。

- (55) ここでは、A.P. Blainstein & G.H. Flanz, ed., *Constitutions of the Countries of the World* (Oceana pub., N.Y.) の「アジア諸国の現行憲法を扱っている部分を参照した。
- (56) ASEAN諸国のうち、ブルネイ憲法には人権規定がないので、ここでは残りの五か国を扱う。
- (57) 南アジア諸国の中では、ブータンが成文憲法典を有していないので除外した。また、パキスタン、バングラデシュでは、戒厳令の下現在憲法が停止されているが、ここでは一応除外せずに考察の対象とした。
- (58) 奴隷的拘束、強制労働の禁止のみならず、人身売買の禁止への言及がみられる（インド、ネパール、パキスタン）のも興味深い。また、インド、パキスタンでは一四歳未満の児童の工場などでの就労を禁じている。
- (59) なお、スリランカは、非常事態権限についての憲法規定を有していないが、自由権規約第四条3に基づく通告（一九八三年五月一日より、同規約第九条3及び第一四条3(b)について免脱する旨の通告）を行なっている（U.N.Doc. ST/LEG/SER.E/3, at 140）。非常事態に関する同国の見解については、U.N.Doc. CCPR/C/14/Add.4 (27 April 1983), paras. 10-12. を参照。
- (60) ここでは、ラオスが憲法典を有していないので除外する。一九七四年のラオス人民民主共和国の成立に伴い、一九四七年の王国憲法は廃止された。一九八四年五月に最高人民評議会が憲法起草委員会を設置し、ようやく憲法制定の動きが具体化しつつあるところである。また、スリランカも「E南アジア諸国」に含めたので扱わない。したがって、ここで扱うのは、モンゴル、中国、北朝鮮、ベトナム、カンボジア、ビルマ、アフガニスタンの七か国である。なお、アフガニスタンについては、一九八〇年四月二日に効力を生じた暫定憲法としての「アフガニスタン民主共和国基本原則」を参照した（Report on the Situation of Human Rights

in Afghanistan (U.N.Doc. E/CN.4/1985/21, para. 140.) 邦訳、三宅 優訳「アフガニスタン民主共和国基本原則」『熊本商大論集』第二九卷第二号(一九八三年)。

(61) 小林直樹『国家緊急権』(学陽書房、一九七九年) 九五―九六頁。

(四) 実際の人権状況

前節では、各国の憲法上の人権規定を概観し、その若干の特徴、人権保障の不十分性を指摘した。では、アジア諸国における実際の人権状況はいかなるものであろうか。そこで、以下では、自由権、社会権、およびその他(自決権など)という三つの側面から、アジアにおける人権をめぐる現状を明らかにしたい。

A 自由権の現況

一 他の発展途上地域同様強権政治が一般的なアジアにおいては、政権維持のための方策として、恣意的逮捕・拘禁、拷問、即決処刑が国家機関の手により頻繁に行なわれてきている。アムネスティ・インターナショナルの年次報告書によれば、こうした国際的基準を明らかに逸脱した生命および人身の自由への加害行為は、アフガニスタン、インドネシア(東チモールを含む)、フィリピン、カンボジア、南アジア諸国において特に顕著であるとされる。また、同報告書には、ベトナムやラオスにおける「再教育キャンプ」の存在についても言及されており、多数の旧政権関係者が長期間にわたり裁判を受けることなく人身の自由を拘束されている事実が明らかにされている⁽⁶²⁾。

さらに、強権政治下にあるアジアでは、当然のことながら特定思想(共産主義など)の宣伝活動の禁止、政党活動一般の禁止といった形での精神的自由、殊に表現の自由の抑圧も不可避的現象となっている。こうした表現の自由の抑圧状況は、マス・メディアの規制に伴う国家による情報の独占・操作と相俟って一層深刻化しており、かくして表⁽⁶³⁾

現の自由が人権一般の成熟度を判断する有力な指針たり得るとすれば、⁽⁶⁴⁾アジアの人権成熟度は極めて低いままにとどまっているといわねばならないであろう。意思の自由な伝達が妨げられ、情報が一部に独占され続ける限り、アジアに人権意識の成熟を期待するのは困難である。

二 ところで、アジアでは強権政治と並び貧困・低開発の状況も一般的であるが、こうした状況が誘因となって生じている奴隷制類似の慣行も、極めて重大な人権侵害の事態として見落すわけにはいかない。⁽⁶⁵⁾例えば、南アジアには、借金の弁済のために不特定期間無報酬で隷従労働に服することを約束する慣行 (debt bondage) が依然として広範に残っており⁽⁶⁶⁾ (奴隷的拘束)、また、同地域には、農園などで低廉な労働に従事する児童の数も極めて多いとされている⁽⁶⁷⁾ (児童労働からの搾取)。この他にも、南アジアには、ダウリ (dowry) と称される、婚姻に際して女性の側が高額な持参金の用意を義務づけられる慣行も根強く存続しており、東南アジアに顕著な女性の売買、売春からの搾取の慣行とともにその根絶が強く叫ばれている。⁽⁶⁸⁾ 諸国政府は、こうした人身の自由を著しく拘束する一連の慣行に対し、憲法上の要請や国際条約上の義務に従って積極的にその撤廃を促進する措置をとってきてはいるものの、⁽⁶⁹⁾ 既述のように、かかる慣行の根本的誘因が貧困、低開発、社会慣習にあるだけに、⁽⁷⁰⁾ 事態の改善は困難を極めているのが実情である。

B 社会権の現況

一 社会権は、自由権と並び今日国際社会において一般にその権利性を承認されるところとなっている。国連総会も、その決議 (32/130) において、「すべての人権および基本的自由は不可分であり、相互依存的である。それ故……〔自由権および社会権〕双方の実現、促進および保護に対して、同等の注意と緊急の考慮が払われるべきである」という立場を明確に打ち出している。また、既にみたように、アジアには自国憲法において人権としての社会権に言及している国が少なくなく、そうではない南アジア諸国、フィリピンおよびタイも、人権の社会権的側面の実質的保障を憲

法で謳っているといつてよい。

二 それにもかかわらず、アジアの多数の国における社会権の状況は、極めて劣悪であるといわねばならない。⁽⁷¹⁾ まず、健康を享受する権利、食糧に対する権利、教育に対する権利といった側面から事態を検討してみよう。表3―Aはそれら社会権実現の基盤となる生活水準の実態を表わしたものであるが、一人当りGNPが二〇〇ドルに達しない国が三(ブータンを含めて四)か国、五〇〇ドル以下の国が七(八)か国に及んでいることが分かる。その具体的帰結は表4―Aの中で明示的に示されるところとなっており、中でもバングラデシュ、ネパール、パキスタン、ブータンでは、平均寿命が五〇歳以下、一人当りカロリー摂取量もインド、スリランカを含めてぎりぎりか必要に満たない状態となっている。さらに、表3―Bが示唆するように、アジア一般に富が一部の富裕層に集中する傾向があることから、これらの諸国における多くの貧民は、ただでさえ低い所得平均値よりも数段劣悪な状態におかれていることが推測できる。社会主義国であるアフガニスタン、カンボジア、ラオス、ベトナムの人民についても、健康、食糧をめぐる状況は同様に深刻であり、とりわけアフガニスタンの事態には目を見張るものがある(表4―A参照)。また、貧困に苛まされる多くの諸国は、ほぼ例外なく初等教育就学率、成人識学率においても低劣であることが、表4―Bから明瞭に察せられよう。

こうして表3および表4から、アジアの多くの国において、健康、食糧、教育に対する権利の実現が著しく妨げられているという状況が看破されることになる。また、表3―Cから明らかかなように、貧困国は例外なく農業国なのであり、それ故社会権の侵害状況は圧倒的に農村地域に集中しているということがいえる。したがって、農村部を中核とした適正な開発こそが問題の解決に不可欠となる。もともと、今日の貧困、低開発は、広く国際経済体制一般もたらす帰結でもあり、そのため貧困からの脱却に関しては国際社会全体の連帯が絶対的に不可欠となる。言うまで

表3 生活水準指標と農業人口比率

	[A]	[B]						[C]
	1人当たり GNP (ドル)	所得分配・家計所得順位別シェア(%)						農業人口の比率 (%)
		最低分位 20%	第2分位 20%	第3分位 20%	第4分位 20%	最高分位 20%	(最高分位10%)	
バングラデシュ	140	6.9	11.3	16.1	23.5	42.2	(27.4)	83
ネパール	170	4.6	8.0	11.7	16.5	59.2	(46.5)	60
ビルマ	190	—	—	—	—	—		50
インド	260	7.0	9.2	13.9	20.5	49.4	(33.6)	62
中国	310	—	—					58
スリランカ	320	—	—					53
パキスタン	380	—	—					52
アフガニスタン	—	—	—					77
ブータン	[80]	—	—					93
民主カンボジア	—	—	—					73
ラオス	—	—	—					73
ベトナム	—	—	—					69
インドネシア	580	6.6	7.8	12.6	23.6	49.4	(34.0)	57
タイ	790	5.6	9.6	13.9	21.1	49.8	(34.1)	74
フィリピン	820	5.2	9.0	12.8	19.0	54.0	(38.5)	44
北朝鮮	—	—	—					44
モンゴル	—	—	—					46
マレーシア	1,860	3.5	7.7	12.4	20.3	56.1	(39.8)	45
韓国	1,910	5.7	11.2	15.4	22.4	45.3	(27.5)	36
シンガポール	5,910							2
日本	10,080	8.7	13.2	17.5	23.1	36.8	(21.2)	10

出典：World Bank Report, 1984 (なおブータンについては *Id.*, 1982)

FAO, The State of Food and Agriculture, 1983.

表4 健康、教育指標

	(A)		(B)				
	出生時平均寿命 (歳)	1日1人当りカロリー供給の必要量に対する比率(%)	小学校年齢層に占める就学者数の比率(%)			中学校年齢層に占める就学者数の比率(%)	成人識字率 (1977年) (%)
			計	男	女		
バングラデシュ	48	84	62	76	47	15	26
ネパール	46	86	91	126	53	21	19
ビルマ	55	113	84	87	81	20	70
インド	55	86	79	93	64	30	36
中国	67	107	118	130	106	44	66
スリランカ	69	102	103	106	100	51	85
パキスタン	50	106	56	78	31	17	24
アフガニスタン	36	72	34	54	13	11	12
ブータン	43	103	21	25	17	3	—
民主カンボジア	—	95	—	—	—	—	—
ラオス	43	97	97	105	89	18	41
ベトナム	64	90	113	120	105	48	87
インドネシア	53	110	100	106	94	30	20.5
タイ	63	105	96	95	93	29	84
フィリピン	64	116	104	106	103	63	75
北朝鮮	64	129	116	118	114	—	—
モンゴル	65	111	105	107	102	89	—
マレーシア	67	121	92	94	91	53	—
韓国	67	126	107	108	105	85	93
シンガポール	72	133	104	106	103	65	—
日本	77	117	100	100	100	92	99

出典：World Development Report, 1984. ただし、成人識字率については *Id.*, 1982.

なお、小学校就学率が100%を超える国があるが、これは、公式学齢を上下する生徒がいるためとされる。

アジアにおける人権保障機構の構想(一) (山崎・阿部)

もなく、今日では、国内的自助と国際的協力の連動なしには、貧困国民の社会権の実現は容易ならざるものとなっているのである。

C その他

その他アジアにおいては、自決権も問題になる。国連は特にアフガニスタン、カンボジア、東チモールといった諸国（地域）の事態を憂慮してきており、就中アフガニスタンをめぐっては、自決権行使が可能とされる状態の回復を求める決議が一九八一年以来毎年国連人権委員会場で採択されてきていることが特筆される⁽⁷²⁾。

アフガニスタンはまた一九七九年末以来、難民の大量流出国ともなっており、今日では四〇〇万人を越える国民を周辺国へ流出せしめている⁽⁷³⁾。また、大量難民の問題については、インドシナ諸国、さらに最近ではスリランカからも大規模な流出がみられるにいたっている⁽⁷⁴⁾。スリランカからの難民の流出は人種間抗争の激化に伴うものであるが、そもそもアジアの諸国は多様な人種、言語、宗教、文化を抱える「モザイク」的⁽⁷⁵⁾社会が殆どなのであり、その意味でアジアでは少数民族の地位に殊の外注意を払う必要がある。

また、少数民族とは必ずしも一致するものではないが、いわゆる原住民をめぐる状況も、バングラデシュ、ラオス、タイ、パキスタン、フィリピンなどの諸国で看過し得ぬ問題を惹起している⁽⁷⁶⁾。この他アジアにおいては、伝統的に劣位におかれている女性・児童の地位や多国籍企業の進出に伴う様々な弊害（文化破壊、汚染など）も見逃すことができない人権問題を引き起こしている。

(62) 以上、前掲注(37)『アムネスティ年次報告書・1984』二九―九八頁。

(63) See, e.g., V. Gunewardena, *Man, Media, and Development: The Press in Sri Lanka*, Human Rights Quarterly, Summer 1981,

at 89-100.

- (64) 横坂健治『憲法の理念と現実』(北樹出版、一九八五年)一九七頁。
- (65) See, Updating of the Report on Slavery Submitted to the Sub-Commission in 1966 (U.N.Doc. E/CN.4/Sub.2/1982/20 & 20/Add.1); Exploitation of Child Labour (U.N.Doc. E/CN.4/Sub.2/479/Rev.1)
- (66) See, e.g., U.N.Doc. E/CN.4/Sub.2/1984/25, paras. 40-12.
- (67) See, e.g., *id.*, para. 36.
- (68) 女性にかかわる奴隷制類似の慣行については、E/CN.4/Sub.2/1982/20, paras. 38-49.
- (69) See, e.g., U.N.Doc. CCPR/C/10/Add.8, paras. 51-56.
- (70) U.N.Doc. E/CN.4/Sub.2/AC.2/1984/6/Add.1, para. 12.
- (71) ただ、普遍的には事態はアフリカにおいてより一層深刻なようである。事実、World Bank Report 1982では、低所得国の上位一〇か国中七か国がアジアの国々で占められていたものの、*Id.* 1984では、逆に七か国がアフリカの国々となっている。当然の如く、保健、教育などの諸部門においても同様の傾向がみられるが、それでも、アジアにおける状況が、欧州、米州、オセアニアなどに比べ、依然憂慮に値するものであることには変りない。
- (72) U.N.Doc. E/CN.4/1985/21, paras. 15-16.
- (73) *Id.*, paras. 56-65.
- (74) 一九八三年七月から八五年四月二四日までの間に、スリランカからインドへ八万七六七二人が避難したとされる(中村平治「南アジアにおける国際環境と地域協力」『国際問題』三〇四号(一九八五年七月)一〇頁、注(1))。
- (75) 前掲注(41)鈴木論文、一〇頁。
- (76) U.N.Doc. E/CN.4/Sub.2/AC.4/1984/2/Add.2.

(未完)